

答 申

第1 香川県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

香川県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った、本件審査請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、その存否を明らかにしないで情報公開請求を拒否した決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の公開請求

審査請求人は、令和8年2月18日付けで、香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

私は、A学校に勤務していた教員であるXの母であり、同人は○年○月○日、死亡に至りました。

本請求は、当該死亡事案に至るまでの勤務実態、業務状況、管理職及び県教育委員会（以下「県教委」という。）の対応等について、事実関係を確認し、原因及び経過を把握することを目的とするものです。

ついては、○年○月～○年○月現在まで作成または取得された、紙媒体・電磁的記録の別を問わない行政文書の開示を請求します。

①A学校長、または、B教育委員会が、死亡事案発生後に県教委（西部教育事務所含む。）に提出、または共有された、事故報告書、調査報告書、聞き取り記録、連絡文書、協議内容、メール報告など、照会、回答、連絡に関する文書一式。

②県教委が当該教員の心身の不調について、保管・把握している記録・メモ・書類・文書一式。

③県教委内部で死亡事案発生について協議・検討された内容がわかる文書一式。

④県教委の再発防止策の検討内容が分かる文書一式。

⑤県教委から文部科学省へ提出・共有された報告・照会文書一式。

⑥上記に関連して作成又は取得された一切の文書。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して、令和8年3月6日付けで、次の理由により本件処分を行い、審査請求人に通知した。

本件請求対象文書の存否を答えること自体が、条例第7条第1号本文の非公開情報を公開することになるので、請求対象文書があるともないともいえないが、

仮にあるとしても、条例第7条第1号本文に該当し非公開になる文書であるため（条例第10条該当）。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和8年3月25日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、対象文書の全部、または、一部を公開するよう求める。

2 審査請求の理由

審査請求書において主張している理由は、おおむね次のとおりである。

（1）私たちは、Xが死に至った理由を知ることができないでいる。

○月○日に、Y校長や同じ学年団の先生方からXの勤務の様子について少し説明がありましたが、私たちが知りたい具体的な内容ではなかった。

Xの死亡について、何が原因で、何に問題があったのか、未だにわからないままである。A学校やB教育委員会から誠実な対応、具体的な説明が受けられないことは不合理であるため、香川県教育委員会の情報開示を求める。

（2）B教育委員会は、B議会Z議員に対して付度をしているのではないか。

B教育委員会に保有個人情報開示請求を行っているが、Z議員に対して利害関係による付度があるのであれば、都合のよい情報のみの開示や形式的回答に終始するのではないかと心配になっている。香川県教育委員会として把握し、客観的に検証・検討した内容の公正かつ具体的な開示を求める。

3 反論書による主張

反論書において主張している理由は、おおむね次のとおりである。

（1）本件請求は単なる個人情報の開示請求ではないこと

実施機関は、本件請求を「特定個人に関する情報」の請求として整理している。

しかし、本件請求は、単に故人であるX個人の私生活情報や病歴情報を求めるものではなく、以下のような教育行政機関の対応及び行政活動の実態確認を目的とするものである。学校管理職の対応、B教育委員会の対応、香川県教育委員会の対応、県教育委員会内部協議、再発防止策の検討、文部科学省との連携、教職員の安全配慮及び労務管理。これらは、行政機関の職務遂行及び組織的活動に関する情報であり、単純な個人情報と同列に扱うことはできない。

（2）条例第10条（存否応答拒否）の適用範囲が過度に広いこと

実施機関は、本件請求対象文書の存否を明らかにすること自体が個人情報

の公開になると主張する。しかし、本件請求には、再発防止策の検討、行政内部協議、文部科学省との連絡、教育委員会間の協議、行政対応経過など、行政活動そのものに関する情報が含まれている。これらは、故人個人の病歴や私生活情報とは性質を異にする。にもかかわらず、全てを一律に「特定個人に関する情報」として包括的に存否応答拒否の対象とすることは、条例第10条の適用範囲を過度に拡張するものである。

(3) 条例第8条に基づく部分公開義務について

条例第8条は、非公開情報が記録されている場合であっても、容易に区分して除くことができる場合には、部分公開を行うことを義務付けている。したがって、仮に本件請求対象文書に個人情報が含まれていたとしても、氏名、病歴、私生活情報、個人識別部分等を黒塗りにすることにより、協議の有無、会議開催日時、再発防止検討の存在、行政対応経過、文部科学省との連携の有無等については公開可能である。しかし、実施機関は、部分公開可能性について具体的検討を行っていない。

(4) 公務遂行情報該当性について

実施機関は、本件情報について「公務員等の職務遂行情報」に該当しない旨主張する。しかし、本件請求に含まれる、校長による報告、教育委員会の協議、再発防止検討、労務管理対応、安全配慮に関する検討等は、教育行政機関及び公務員による職務遂行そのものである。実施機関は、「児童教育をつかさどる業務」に限定して職務遂行情報を極めて狭く解釈しているが、そのような限定解釈は相当ではない。

(5) 本件の公益性について

本件は、若年公立学校教員の死亡事案であり、教職員の労務管理、メンタルヘルス、安全配慮義務、教育現場における再発防止等に関する重大な公益的問題を含む。また、教育行政機関には、県民及び遺族に対する説明責任が存在する。したがって、本件については、条例第9条の公益上の理由による公開についても十分に検討されるべきである。

第4 実施機関の説明の要旨

弁明書による説明は、次のとおりである。

1 処分の理由

(1) 本件請求の趣旨について

本件請求は、○年○月○日までA学校に籍を置いていた教員であるX（以下「元教諭」という。）を特定した上で、元教諭が死亡したという事実が存することを前提として、実施機関が保有する元教諭が死亡に至った事案に関する一切の文書の公開を求めたものである。

（２）非公開決定の理由について

条例第10条では、公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開するとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる」と定めている。

この規定は、情報公開制度においては、請求対象となった行政文書の存否を明らかにした上で、公開ないし非公開の決定を行うことを原則とするが、公開請求に係る行政文書の存否自体を明らかにすることによって、条例第7条各号に定める非公開情報の規定により保護しようとしている利益が損なわれるような事情が認められる場合においては、例外的に、存否を明らかにすることなく当該公開請求を拒否することができるというものである。

これを本件請求についてみると、本件請求の趣旨は1（1）において述べたとおりであるため、本件請求対象文書の存否（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることは、特定の個人である元教諭が特定の日に死亡したこと、元教諭の死亡を前提とした実施機関における元教諭が死亡に至った事案に係る調査等の有無という情報を明らかにすることにほかならず、本件存否情報は、それ自体、特定個人に係る情報であると認められることから、条例第7条第1号本文に規定する、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他記述等・・・により特定の個人を識別することができるもの」に該当することは明白である。

なお、個人情報で特定の個人を識別することができる情報であったとしても、それが条例第7条第1号ただし書アからエまでに規定する情報である場合については、個人の権利利益を侵害しないと考えられ、非公開にする必要のない情報及び公開する公益上の必要があると認められるため、公開することとされている。

これを本件存否情報についてみると、本件存否情報は、これを何人に対しても等しく公開するような法令又は条例の規定や事実上の慣行の存在は認められないことから、本件存否情報は公領域情報とはいえず、ただし書アに該当しない。

次に、本件存否情報は、前述のようにその公開によって個人情報が開示されることとなり、それは元教諭のプライバシーに関わるものであって保護の必要性が認められる一方、本件処分時において、人の生命、健康、生活又は財産という法益が、本件存否情報の非公開により現実に侵害され、または将来において侵害される蓋然性があるとも認められないことから、公益上の開示義務の要件を満たさず、ただし書イに該当しない。

さらに、ただし書ウについては、職務の遂行に係る情報に含まれる公務員

等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名については原則として公開する趣旨であるところ、ここにいう「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関その他の国の機関又は地方公共団体の機関等の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味するものであり、具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報を対象とするものというべきである。

これを本件存否情報についてみると、本件存否情報は、元教諭が小学校の教諭として担任する職務、すなわち、児童の教育をつかさどる業務を遂行する場合の当該活動と直接の関連を有する情報ではないというべきであるから、それは元教諭の「職務の遂行に係る情報」ということはできない。

したがって、本件存否情報は公務員等情報とはいえず、ただし書ウに該当しない。

最後に、本件存否情報は条例施行規則（平成12年香川県規則第148号）第3条各号に定めるいずれの情報にも該当しないことは明らかであるから、ただし書エに該当しない。

以上のとおり、本件請求については、本件存否情報自体を明らかにすることによって、条例第7条第1号本文に規定する非公開情報を公開することとなり、かつ本件存否情報は同号ただし書のいずれにも該当しないことから、条例第10条により本件請求対象文書の存否を明らかにすることなく非公開としたものであり、その処分に違法又は不当はない。

2 審査請求の理由

審査請求人は、審査請求書において、元教諭が死亡に至った理由を学校長やB教育委員会から知ることができなかった旨を主張するが、そのことをもって本件存否情報が条例第7条第1号ただし書アからエまでに規定する情報に該当するか明らかでない。

また、審査請求人は、B教育委員会がB議会Z議員に対して付度をしている旨を主張するが、仮にそのような事情があったとしても、そのことをもって本件非公開決定がどのような違法性ないし不当性を帯びることになるのか明らかでない。

3 結語

以上のとおり、審査請求の理由はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

第5 審査会の判断

1 判断における基本的な考え方について

条例は、その第1条にあるように、県民の行政文書の公開を求める権利を具体的に明らかにするとともに、行政文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、県の保有する情報の一層の公開を図り、県政に関し県民に説明する責務が全

うされるようにし、県政に対する県民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した県政の発展に寄与することを目的として制定されたものであり、審査に当たっては、これらの趣旨を十分に尊重し、関係条項を解釈し、判断するものである。

2 本件請求について

本件請求に対し、実施機関は、本件存否情報を答えること自体が、条例第7条第1号本文の非公開情報を公開することとなるとして、条例第10条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで、本件請求を拒否する本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件処分は条例第10条の適用を過度に拡張するものであり、違法又は不当であるとして、本件処分の取消しを求めていることから、本件処分の妥当性について、以下検討する。

3 本件処分の妥当性について

(1) 存否応答拒否について

条例第10条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる」と規定している。

なお、条例による公開請求は、請求の目的のいかんを問わずいずれの請求権者に対しても等しく認められるものであり、公開請求者が公開請求に係る事案の当事者、関係者等であるか否かは、条例の非公開情報の公開・非公開の判断に影響を与えるものではない。

本件において、実施機関は、本件存否情報を答えること自体が、条例第7条第1号本文の非公開情報を公開することとなるとして、本件処分を行っている。

そこで、条例第7条第1号の規定についてみると、同号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」については、同号ただし書アからエに該当する情報を除き、これを非公開情報とする旨規定している。

当審査会において、本件請求内容を見分したところ、本件請求は、特定個人を名指しし、特定個人に係る特定の事案が存することを前提として、実施機関が保有する当該事案に関する一切の文書の公開を求めたものであることが確

認できる。

この場合に、本件存否情報を答えることは、特定個人に係る特定の事案が存するか否かという事実及び実施機関における当該事案に係る調査等の有無という情報（以下「本件情報」という。）を明らかにするものであると認められる。

そして、本件情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められることから、条例第7条第1号本文に該当すると判断される。

したがって、本件存否情報を答えることにより明らかとなる本件情報は、条例第7条第1号本文の情報に当たることから、それが同号ただし書に該当する場合を除き、非公開情報である。

（2）条例第7条第1号ただし書該当性について

次に、条例第7条第1号ただし書の該当性について検討する。

ア 条例第7条第1号ただし書ア該当性について

条例第7条第1号ただし書アは、同号本文に該当する情報であっても、「法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を例外的に公開するものと規定している。

これを本件についてみると、本件情報には、これを何人に対しても、かつ、理由の如何を問わず公開するような法令等は存在せず、現在、何人にも知り得る状態にあるといった慣行の存在も認められない。また、本件情報は、将来、公にされることも予定されていないことから、同号ただし書アに該当しないと判断される。

イ 条例第7条第1号ただし書イ該当性について

条例第7条第1号ただし書イは、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」を例外的に公開するものと規定している。そして、「必要であると認められる」とは、非公開とすることにより保護される利益と公開することにより保護される利益とを比較衡量し、後者が優越する場合をいうと解されている。

これを本件についてみると、本件情報は、特定個人に係る特定の事案が存するか否かという機微な情報であり、特定個人の正当な権利利益の保護の必要性に優越して、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要な情報であるとは認められず、同号ただし書イに該当しないと判断される。

ウ 条例第7条第1号ただし書ウ該当性について

条例第7条第1号ただし書ウは、同号本文に該当する情報であっても、公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名を例外的に公開するものと規定している。そして、「職務の遂行に係る情報」とは、当該個人がその担当する職務を遂行する場合に記録された情報をいうと解されている。

これを本件についてみると、本件情報は、特定個人に係る特定の事案が存するか否かという機微な情報であり、特定個人がその担当する職務を遂行する場合に記録された情報ではないことから、公務員等の職務の遂行に係る情報であるとは認められず、同号ただし書ウに該当しないと判断される。

エ 条例第7条第1号ただし書エ該当性について

条例第7条第1号ただし書エは、「公益上公にすることが必要である情報として実施機関が定める情報」として、香川県情報公開条例施行規則（平成12年9月22日規則第148号）第3条各号に規定する食糧費及び交際費の支出に係る行政文書に記載された氏名等については、公にすることにより個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合及び本号以外の非公開情報に該当する場合を除き、例外的に公開するものと規定しているが、本件情報が同号ただし書エに該当しないことは、明らかである。

よって、本件情報は、条例第7条第1号ただし書アからエのいずれにも該当せず、条例第7条第1号の非公開情報に該当すると判断される。

4 審査請求人のその他の主張について

(1) 条例第8条に基づく一部公開について

審査請求人は、仮に本件請求対象文書に個人情報が含まれていたとしても、氏名等個人識別情報を非公開とすれば、その余の部分については公開可能である旨主張している。

しかしながら、本件においては、上記検討のとおり、本件情報を答えるだけで、条例第7条第1号の非公開情報を明らかにすることになるものと認められることから、一部公開の余地はないものと判断される。

(2) 条例第9条に基づく公益上の理由による裁量的公開について

条例第9条では、「実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報（第7条第7号の情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、請求者に対し、当該行政文書を公開することができる」と規定し、公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、実施機関の高度な行政的判断により公開することができることを定めている。

本条による裁量的公開を行うに当たっては、非公開とすることにより保護

される利益と公開することによる公益を比較衡量することが必要となるが、この場合にあっては、個人の人格的権利を不当に害することがないよう慎重な配慮が必要である。

これを本件についてみると、審査請求人は、教職員の労務管理、メンタルヘルス、安全配慮義務、教育現場における再発防止等を公益上の理由として挙げ、本条に基づく公益上の理由による裁量的公開を検討するよう主張している。

しかしながら、本件情報は、特定個人に係る特定の事案が存するか否かという機微な情報であり、本件情報を非公開とすることにより保護される利益に優越するまでの公益上の必要があるとは認められない。

よって、本件請求に対し、条例第9条に基づく公益上の理由による裁量的公開を行うことは、適当ではないと判断される。

(3) その他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をしているが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

(略)